

令和5年度の軽自動車税(種別割)のお知らせ

◆軽自動車税(種別割)とは◆

毎年4月1日(賦課期日)時点における車両の所有者等を納税義務者として納めていただく税金(年税)です。年度末(3月頃)における買い替え、廃車の際は4月1日までに抹消手続き等を行わなければ、次年度の税金がかかりますのでご注意ください。

また、年税のため、年度途中の申告・廃車による月割納付・月割還付はありません。

【参考】

- ・令和5年4月1日抹消手続き→令和5年度の軽自動車税(種別割)が課税となりません。
- ・令和5年4月2日以降抹消手続き→令和5年度の軽自動車税(種別割)が課税となります。

★令和5年度の納税通知書は5月上旬の発送となり、納期限は令和5年5月31日です。

◆小型特殊自動車(農耕作業用車、フォークリフト等)について◆

小型特殊自動車に該当する車両は、路上を走行する・しないにかかわらず所有していることに基づき課税されますので、所有している場合は軽自動車税(種別割)に関する申告をし、ナンバープレートの交付を受けてください。

※ナンバープレートは個々の車体番号に対して交付しますので使い回しはできません。

※所有者または代表者が変わる場合は、納税義務者を変更する必要がありますので、必ず申告をお願いします。

※農耕作業用車は自賠責保険に加入できませんので任意保険をご利用ください。

◆身体障がい者等に対する減免について◆

申請期限は、令和5年度軽自動車税(種別割)納期限の1週間前(令和5年5月24日)までです。納税通知書がお手元に届きましたら、申請をお願いします。申請要件や申請方法など事前の相談も受け付けていますので、問い合わせいただきますようお願いいたします。

軽自動車の車検は、**軽JNKs**で変わる!

令和5年1月から、
Jidoshazei Nofu Kakunin System (軽JNKs)で、
軽自動車税納付確認システム(軽JNKs)で、
継続検査窓口での
納税証明書の提示が
不要になります! ※詳細は裏面をご覧ください。

納税証明書の提示が原則不要!
継続検査申請(OSS/OCR) → 軽自動車検査協会 → 照会 ↓ ↑ 回答 → 軽JNKs → 納付情報 ↑ 登録 → 市区町村

申請者 → 納税証明書 → 申請書類 → 軽JNKs → 納付情報 → 登録 → 市区町村

紛失しても... 納税証明書の再交付申請 → 不要!

国土交通省・総務省・軽自動車検査協会・地方税共同機構 <https://www.ita.go.jp/jidosuya/>

ご注意ください

- 軽自動車税種別割の納付方法によっては、納付情報が軽JNKsに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。
※車検をお急ぎの場合は、早めの納付をお願いします。
- 軽自動車税種別割を納付したにもかかわらず、軽JNKsに納付情報が登録されていない場合や、転入直後で軽JNKsへの登録がされていない場合など、軽JNKsに関するご質問は、市区町村の軽自動車税担当課にお問い合わせください。

よくあるお問い合わせ

Q1 軽自動車税種別割を納付後すぐに継続検査を申請したいのですが、軽JNKsでの納付確認はできますか?

A1 軽自動車税種別割を納付後すぐに継続検査を申請したい場合は、金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いいただき、納税通知書に添付された納税証明書をご提示ください。なお、以下の場合は、使用の本拠地を管轄する市区町村へご相談ください。
・過去に未納があるため納税通知書に添付された納税証明書が有効でない場合
・納税証明書が添付された納税通知書等が手元にない場合

Q2 軽自動車税の未納がないにもかかわらず、軽JNKsで確認出さず、紙の納税証明書が必要になる場合がありますか?

A2 次のようなケースは、軽JNKsによる納付確認ができないため、紙の納税証明書が必要となる場合があります。
・納付したばかりのため、軽JNKsに納付情報が登録されていない場合
・中古車の購入直後の場合
・他の市区町村へ引っ越した直後の場合
・対象車両に過去の未納がある場合



1. 三輪および四輪車（660cc以下）

令和5年度は、「初度検査年月」が「平成22年3月」以前の車が「13年を経過した」車として扱われます。

自動車検査証の「初度検査年月」から経過年数により税額が変わります。

車種			自動車検査証の「初度検査年月」が平成27年4月以降	自動車検査証の「初度検査年月」が平成27年3月以前で	
				13年を経過しない	13年を経過した
三輪（乗用・貨物用）			3,900円	3,100円	4,600円
四輪以上のもの	乗用	自家用	10,800円	7,200円	12,900円
		営業用	6,900円	5,500円	8,200円
	貨物用	自家用	5,000円	4,000円	6,000円
		営業用	3,800円	3,000円	4,500円

電気自動車、天然ガス車、メタノール・混合メタノール車、ハイブリッド車（ガソリン）、被けん引車は経過年数にかかわらず、「13年を経過しない」税額となります。

税率の軽減について

以下の要件を満たす車両については税額が軽減されます。適用は該当車両につき1回限りで個別の申請などは不要です。

自動車検査証の「初度検査年月」が「令和4年4月から令和5年3月まで」で、下表の条件を満たすもの。

自動車検査証の「用途」	おおむね75%軽減の条件	おおむね50%軽減の条件	おおむね25%軽減の条件
乗用	電気自動車等 ^(※1)	★★★★ ^(※2) かつ 令和12年度 燃費基準90%達成車 (ガソリン軽自動車)	★★★★ ^(※2) かつ 令和12年度 燃費基準70%達成車 (ガソリン軽自動車)
貨物用			

軽減後の税額は以下のとおりです。

三輪（乗用・貨物用）			1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円		
	貨物用	営業用	1,000円	軽減なし	
		自家用	1,300円		

※1 電気自動車等：電気軽自動車、天然ガス軽自動車

※2 ★★★★★：平成30年排出ガス基準50%低減達成車または、平成17年排出ガス基準75%低減達成車



2. 原付及び二輪車など

車種	区分	税額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー（50cc以下）	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用 （トラクタ、コンバイン、薬剤散布車、田植機など）	2,400円
	その他（ホイールロード、フォークリフトなど）	5,900円
軽二輪車	125cc超250cc以下	3,600円
小型二輪車	250cc超	6,000円
雪上車	—	3,600円
ボートトレーラ	—	3,600円

■ 問い合わせ 下諏訪町 税務課 収納係 ☎27-1111（内線238）